

## ● 行政手続 Q&A

Q1 申請に対する処分とは何のことですか？また、どのようなルールなのか？そしてどのような効果がありますか？

A1 申請に対する処分とは、市民の皆さんが市に対して行う許可や認可などの申請に対して、市が「イエス」「ノー」の回答として行う決定のことをいいます。

申請に対する処分のルールとその効果は次のとおりです。

申請に対する処分のルール	効 果
<p>◆審査基準の設定・公表</p> <p>市は、許可や認可などについて、申請の内容が許可や認可などの条件にあっているかどうかを判断するための具体的な基準を定めるとともに、申請先である各担当課等の窓口で公表します。</p>	<p>◆審査基準の設定・公表によって</p> <p>市の手続の透明性を確保し、市側の一方的な運用による取扱いを防止するとともに、申請者の方が「許可する」「許可しない」などの結果をある程度想像できるようになります。</p>
<p>◆標準処理期間の設定・公表</p> <p>市は、申請書を受け取ってから「イエス」「ノー」の結論を出すまでに必要な標準的な期間を定めるよう努めるとともに、定めた場合は申請先である各担当課等の窓口で公表します。</p>	<p>◆標準処理期間の設定・公表によって</p> <p>処理に要するおおよその時間が明確になり、市の処理の迅速化を図ります。</p>
<p>◆審査の開始義務</p> <p>市は、申請書が提出された場合は、必ず受け取って、すぐに審査を始めます。</p>	<p>◆審査の開始義務によって</p> <p>申請書の放置や、市側の一方的な運用による処理の遅れを防止します。</p>
<p>◆申請を拒否する場合の理由の提示</p> <p>市は、申請に対して「ノー」と判断した場合、すなわち「許可しない」あるいは「認可しない」場合には、その理由を書面で具体的に示します。</p>	<p>◆申請を拒否する場合の理由の提示によって</p> <p>市側の判断の慎重さと合理性を担保するとともに、申請者の皆さんが拒否された後に再申請などを行う際の手続をスムーズにします。</p>
<p>◆情報の提供</p> <p>市は、申請者の求めに応じ、申請書の記載方法や審査の進行状況について、必要な情報を提供します。</p>	<p>◆情報の提供によって</p> <p>申請書の補正などの繰り返しを避けるとともに、申請者の皆さんとの信頼関係を築きます。</p>

Q2 不利益処分とは何のことですか？またどのようなルールなのですか？そしてどのような効果がありますか？

A2 不利益処分とは、許可・認可などの取消しや営業停止処分などのように、市が権利を制限したり、義務を課したりすることをいいます。

不利益処分に対するルールとその効果は次のとおりです。

不利益処分のルール	効 果
<p>◆処分基準の設定・公表</p> <p>市は、どのような場合にどのような処分をするかの判断をするための具体的な基準を定めるよう努力するとともに、定めた場合は公表するよう努力します。</p>	<p>◆処分基準の設定・公表によって</p> <p>市が行う処分手続の公平さや透明性を確保するとともに、市側の一方的な運用による取扱いを防止します。</p>
<p>◆意見を述べる機会（聴聞）</p> <p>市が許可や認可などの取消しなど、資格や地位を奪うような重たい不利益処分をしようとするときには、あらかじめ、処分の該当者の方に口頭で言い分を主張し、証拠書類を提出する機会を設けます。</p>	<p>◆意見を述べる機会（聴聞）を設けることによって</p> <p>市が行う処分手続の公平さや透明性を確保するとともに、処分を受けることとなる方の権利の保護を図ります。</p>
<p>◆意見を述べる機会（弁明）</p> <p>是正命令など、聴聞をする機会を設けることを要しない不利益処分をしようとするときには、あらかじめ、処分の該当者の方に言い分を記載した弁明書や証拠書類を提出する機会を設けます。</p>	<p>◆意見を述べる機会（弁明）を設けることによって</p> <p>市が行う処分手続の公平さや透明性を確保するとともに、処分を受けることとなる方の権利の保護を図ります。</p>
<p>◆不利益処分をする場合の理由の提示</p> <p>市は、不利益処分をする場合には、その理由を書面で具体的に示します。</p>	<p>◆不利益処分をする場合の理由の提示によって</p> <p>市側の判断の慎重さと合理性を担保するとともに、処分を受けることとなる方が処分を受けた後に不服申立てなどを行う際の手続をスムーズにします。</p>

Q3 行政指導とは何のことですか？またどのようなルールなのですか？そしてどのような効果がありますか？

A3 行政指導とは、指導・勧告・助言などのように、市が、ある目的のために、市民の皆さんに対して一定の行為をする・しないなどの自発的な協力を求めることをいいます。

行政指導のルールとその効果は次のとおりです。

行政指導のルール	効 果
<p>◆行政指導の原則</p> <p>市は、所掌事務の範囲を逸脱しないこと、市民の皆さんの任意の協力により実現されるものであることに留意して行政指導を行います。</p> <p>市民の皆さんが指導に従わないことを理由に、不利益な取扱いはしません。</p>	<p>◆行政指導の原則のルールによって</p> <p>不透明・不公平な取扱いを防止します。</p>
<p>◆申請・許認可などに関連する行政指導</p> <p>市は、申請の取下げや内容の変更を求める行政指導を行う場合は、指導に「従う」「従わない」の意思にかかわらず、申請をした方の権利の行使を妨げるようなことはしません。</p> <p>また、許認可などの権限を背景とした行政指導を行なう場合にも、許認可などの権限者である立場を利用して指導に従わせるようなことはしません。</p>	<p>◆申請・許認可などに関連する行政指導のルールによって</p> <p>不透明・不公平な取扱いを防止します。</p>
<p>◆行政指導の明確化</p> <p>指導の対象の方に指導の趣旨・目的・内容を明確にします。</p> <p>また、指導の対象の方の求めに応じて、これらのことを書面で交付します。</p>	<p>◆行政指導の明確化のルールによって</p> <p>行政指導の明確化・透明性の確保を図ります。</p>

Q4 届出とは何のことですか？またどのようなルールですか？そしてどのような効果がありますか？

A4 届出とは、市民の皆さんが市に対して一定の事項を通知する行為で、法令・条例などでしなければならないとされている行為です。

届出のルールとは、届出書に記載漏れがなく、、必要な書類が添付されているなど形式上要件が整っていることです。提出していただいた時点で手続は完了します。

提出された時点で市の判断が介在する余地がないことを明確にし、市側の一方的な運用による拒否、取下げや保留といった取扱いを防止する効果があります。